

令和元年 9 月 9 日

農薬登録情報（使用制限のかかるもの）

以下の農薬は、令和元年 10 月 9 日に使用制限となる登録の変更が予定されておりますので、関係機関等へ周知をお願いいたします。

| 登録番号 | 農薬名（商品名） | 農薬の種類名 | 製造者名 |
|---------|--------------|--------------------|-------------|
| 第11995号 | ラビライト水和剤 | チオファネートメチル・マンネブ水和剤 | 日本曹達(株) |
| 第11996号 | クミアイラビライト水和剤 | チオファネートメチル・マンネブ水和剤 | クミアイ化学工業(株) |

■変更内容及び変更理由

【 変更内容（今回の使用制限変更にかかると部分のみ） 】

- ・作物名「りんご」の本剤の使用回数およびマンネブを含む農薬の総使用回数「2回以内」を「1回」に変更する。

【 適用表（今回の使用制限変更にかかると部分のみ） 】

別紙

【 申請者による変更理由 】

作物名「りんご」について農薬使用者の強い要望により、使用時期「収穫 60 日前まで」を「収穫 30 日前まで」に短縮し、それに伴いジチオカルバメートの残留農薬基準値を超過しない範囲とするため。

別紙

【適用表（今回の使用制限変更にかかると部分のみ）】

〔変更前〕

| 作物名 | 適用病虫害名 | 希釈倍数 | 使用液量 | 使用時期 | 本剤の使用回数 | 使用方法 | チオファネートメチルを含む農薬の総使用回数 | マンネブ®を含む農薬の総使用回数 |
|-----|---|--------------|------------------|--------------|---------|------|--|------------------|
| りんご | すす点病 すす斑病 黒点病 炭疽病 うどんこ病 褐斑病 黒星病 斑点落葉病 輪紋病 腐らん病 | 500～ 600倍 | 200～ 700L/10a | 収穫60日 前まで | 2回以内 | 散布 | 10回以内 (塗布は3回以内、 灌注は1回以内、 散布は6回以内) | 2回以内 |

〔変更後〕

| 作物名 | 適用病虫害名 | 希釈倍数 | 使用液量 | 使用時期 | 本剤の使用回数 | 使用方法 | チオファネートメチルを含む農薬の総使用回数 | マンネブ®を含む農薬の総使用回数 |
|-----|---|--------------|------------------|--------------|---------|------|--|------------------|
| りんご | すす点病 すす斑病 黒点病 炭疽病 うどんこ病 褐斑病 黒星病 斑点落葉病 輪紋病 腐らん病 | 500～ 600倍 | 200～ 700L/10a | 収穫30日 前まで | 1回 | 散布 | 10回以内 (塗布は3回以内、 灌注は1回以内、 散布は6回以内) | 1回 |